

米沢市雇用調整助成金

申請代行補助事業費補助金

雇用調整助成金の申請手続きを社会保険労務士等に依頼する中小企業者等に対し、その申請代行手数料の一部を補助します！

補助対象者

市内に事業所等を有する中小企業及び小規模事業者

補助対象経費・補助率及び上限額

- (1) 対象経費：事業者が社会保険労務士等による申請手続きの代行に要する経費
(2) 補助率：10/10 (3) 補助上限額：20万円 (※消費税及び地方消費税を除く)

交付申請 ※申請は、1つの補助対象事業者につき年度内1回限りです。

以下の書類を下記受付窓口あてに郵送してください。

- (1) 補助金交付申請書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書
(4) 補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し(領収書、契約書等)
(5) 振込口座の通帳の写し(カタカナで口座名義人が記載されているページ)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、原則郵送による受付とします。

申請受付期間

令和2年8月17日(月)～令和3年1月29日(金)【必着】

受付・お問合せ窓口

米沢市産業部商工課

〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 電話番号：0238-22-5111 (内線3803, 3804)

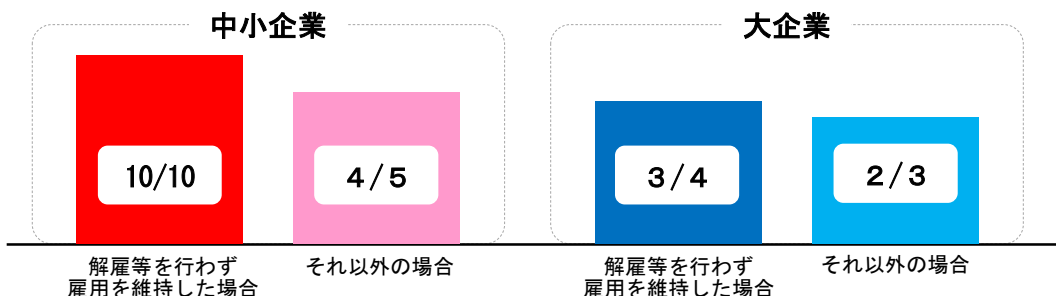
雇用調整助成金について

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。現在、特例措置による**助成率及び上限額の引き上げ**が行われており、1人1日15,000円を上限として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。

助成率

企業の規模、事業主が雇用を維持したか否かによって以下のように分かります。



注意点

- この特例は、令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です。
- 学生アルバイト等、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も助成対象です。